

令和 2 年 度

重 点 施 策 の 概 要

1. ニセコ町の自然環境と景観を守り、生活環境を向上させます 16 ページ
2. ニセコ町の地域資源を活かし快適な生活基盤を整備します 23 ページ
3. 資源やエネルギーを地域内で上手に使います 28 ページ
4. ニセコ町ならではの環境と調和した農業をつくります 29 ページ
5. 商工業と農業、観光業の連携を進め、地域産業の活性化を目指します 32 ページ
6. 環境や地域文化を生かした観光を進めます 34 ページ
7. 町民がともに学びあい、支えあう文化を育てます 37 ページ
8. 健康寿命を延ばして人生を楽しみます 42 ページ
9. 顔が見える相互扶助の地域社会をつくります 46 ページ
10. 災害に強く、安心して暮らせる地域をつくります 48 ページ
11. 住民みんながまちづくりを考え、活動します 50 ページ

1. ニセコ町の自然環境と景観を守り、生活環境を向上させます

土地利用

(1) 準都市計画区域の景観の保全

ニセコアンヌプリ山麓地域を中心に土地取引が行われ、無秩序な開発の進行などによる住環境の悪化が懸念されたことから、平成21年3月に準都市計画を策定しました。土地利用を規制・誘導し秩序ある土地開発と環境保全を図るため、制度の適正化に努めています。令和2年度は、開発行為2件、建築物等25件の申請があり、準都市計画区域での規制に適合しているかなどの審査を行っています。

(2) 土地利用・空き屋対策事業

土地（国土）の総合的・計画的な利用を図ることを目的に国土利用計画法が制定されています。法に基づき、土地の投機的な取引や地価の高騰、乱開発の未然防止、遊休土地の有効活用を図るため、1万㎡以上の土地取引に関して届出の受付をしています。令和2年度の届出は22件となっています。

ニセコ町景観条例に基づき、空き家対策を進めています。令和2年度は、廃屋3件を所有者により撤去することができました。また、ニセコ不動産業協会と家屋の管理に関する協定を結び、別荘・空き家の管理体制を整えています。

自然環境

(1) 環境基本計画の推進

平成24年度に作成した第2次ニセコ町環境基本計画（平成24年度～令和5年度）では、毎年その進行状況に関する評価を行っています。令和2年度は、ニセコ町環境審議会を計3回開催し、環境基本計画等の進捗管理及び評価を行いました。

また、環境教育として、小学生を対象とした水生昆虫観察会を2回開催しました。

第2次環境基本計画は、平成24年度から12年間の計画で、第1次と同じく「水環境のまちニセコ」をテーマとし、9つのプロジェクトを掲げています。

①水資源と地下水の保全、②水辺の環境、③生態系の保護保全、④水質の保全、河川の多様な利用について調整を図る仕組みづくり、⑤森林環境の保全・育成、⑥環境と調和した安全・安心な農産物の生産、⑦自然エネルギーの導入による温室効果ガスの削減、⑧省資源・省エネルギーの取り組み、⑨ごみの分別と資源化

(2) 水資源の保全

ニセコ町地下水保全条例に基づき、井戸設置者から地下水の使用量についての報告を求めています（くみ上げポンプ吐出し口8cm²以上の施設を有する場合）。

近年、開発に伴う地下水の汲み上げの相談案件が増加傾向となっています。令和2年度は申請が8件あり、許可3件、届出5件の実績となっています。

〔許可を受けている施設件数及び地下水くみ上げ数量〕

年度	件数	くみ上げ量	稼動日数（延べ）
平成26年度	9	318, 353 m ³	4, 184日
平成27年度	10	375, 400 m ³	4, 314日
平成28年度	12	417, 226 m ³	4, 306日
平成29年度	8	433, 876 m ³	3, 400日
平成30年度	8	424, 390 m ³	3, 381日
令和元年度	8	431, 402 m ³	3, 381日
令和2年度	8	252, 887 m ³	4, 382日

（3）環境条例

地域の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー事業の実施及び町民による主体的な再生可能エネルギーの利用促進を図るため、事業着手前の事前協議、住民説明会の開催を義務付けた条例。それから自転車の適切な利用の促進を通じ環境への負荷の低減を図り、脱炭素社会の持続可能な地域づくりを目的とした条例を制定しました。

また、令和2年7月に気候非常事態を宣言したことを踏まえ、地球温暖化などの気候変動への対応や生物多様性の保全などについて、環境基本条例の一部見直しを行いました。

生活環境

（1）簡易水道事業

① 水道事業の運営

町水道は、簡易水道1地区、専用水道1地区、飲用水供給施設2地区の安心・安全で安定的な水道水の供給を行っており、その普及率は96.3%です。

水道事業を運営していくうえで必要な事務経費や担当職員の人件費などの運営経費、水道施設建設時に借りたお金を返済する水道施設建設等償還金（借金の返済）等を支出しています。

② 水道施設の維持管理事業

水道管及び浄水場など水道施設の維持管理を民間事業者へ委託しています。

水質検査は蛇口からの通常検査（毎月1回）のほか、水源池の原水精密検査（年1回）と浄水精密検査（年4回）を行っています。

水道施設や漏水事故による損害、水質事故による損害など本町でも起こりうる水道事故への賠償に備えるため、水道賠償責任保険に加入しています。

③ 施設維持補修事業

配水施設では近藤地区の配水ポンプ、宮田地区ろ過材の交換工事、管路施設では市街地区の水位調整弁及び減圧弁、福井地区の水位調整弁等の交換工事を行いました。また、市街地区元町の道道岩内洞爺線での電線地中化に伴う配水管の一部移設工事も行っています。

令和2年2月のニセコ地区の水源水量減少に伴い配水池水量確保のため、曾我地区

からの送水管布設工事を行いました。

令和2年度は水道本管での漏水事故が3件発生し、修理工事を行っています。

④ 量水器（水道メーター）取替事業

計量法に定められた8年を経過した量水器（水道の水量を計測する機器）については、取替えが必要となります。

令和2年度は平成24年度に設置した量水器が対象となり、394台の取替工事を実施しています。

⑤ 施設更新整備事業

曾我地区では、林道ニセコ東山線沿いで配水管更新工事を行いました。また次年度工事箇所町道一号線等の配水管更新工事実施測量設計業務を実施しています。

⑥ 施設拡張整備事業

ニセコ地区では水源水量拡張に対応するための井戸ボーリング掘削工事を行いました。結果として十分な水量と安全な水質が確保できないことが判明し、水道水源として使用することは不可能と判断いたしました。

⑦ 飲料水施設整備事業

水道水の供給を受けられない区域において、3戸以上が共同で設置し利用している飲料水供給施設で改修及び更新整備を行う事業です。令和2年度は1件の実績がありました。

(2) 公共下水道事業

① 下水道事業の運営

ニセコ町の下水道は、整備予定区域の91.8%の区域で整備が完了しています。また、水洗化率は97.5%となっています。

令和2年度は公共下水道事業を運営していくうえで必要な事務経費や担当職員の人件費などの運営経費、下水道管理センター建設時に借りたお金を返済する下水道施設建設等償還金（借金の返済）等に支出しています。

② 下水道施設維持管理事業（下水道管理センター・ポンプ所・下水道管）

現在、各家庭から出る汚水の量は、一日約700m³にもなります。汚水は、下水道管やポンプ所を通り抜けて下水処理場に集まり、きれいな水と、泥（「汚泥」）に分けられ、浄化された水は真狩川へ放流されています。汚泥は堆肥センターへ運ばれ、生ごみと共に堆肥化されています。令和2年度は207tの汚泥が発生しています。

家庭から出された汚水をきれいな水へ浄化するためには、汚水管やポンプ所、下水処理場などの各施設が正常に機能しなければなりません。そのために下水道管理センターの運転管理やポンプ所の各施設の適正な維持管理を行っています。

下水道管理センターでは、機械設備及び電気機器の分解整備、部品交換を行い施設の延命を図っています。

下水道管路の維持管理については、管路清掃やマンホールポンプ場の清掃を行っています。

③ 公共下水道整備事業

本町の下水道管理センターは供用開始後20年が経過し、今後電気機器及び機械設備が老朽化により更新の時期を向かえます。町では計画的な更新を行なうため令和2年度にストックマネジメント計画を策定しています。

下水道管路施設では新築建設に伴い公共樹設置工事を行っています。

④ 農業集落排水事業（西富地区下水道事業）

農業集落排水事業は、蘭越町を事業主体として広域的に進めています。機能的には下水道事業と同じです。これらの共同処理費用（運営経費や施設の維持管理経費）の一部を蘭越町に負担金として支出したほか、下水道管の布設や下水道処理場建設時に借りたお金を返済する農業集落排水事業施設建設等償還金（借金の返済）に支出しています。

（3）浄化槽整備事業

町では、町民の生活環境の改善や公共用水域の水質汚濁を防止する観点から、公共下水道及び農業集落排水施設の整備区域外において、合併処理浄化槽の整備を推進しています。

令和2年度は、5人槽11基、7人槽1基の合計12基について、浄化槽設置整備事業により町の補助金を交付しました。

（4）し尿処理（くみ取り）事業

し尿処理は、毎年、各地区からの申し込みを受け付けて作成する収集計画に基づいた収集を行い、その処理は広域事業として羊蹄山麓環境衛生組合（構成町村＝倶知安町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町）が運営しています。

処理施設は老朽化しているため、新設を計画しており、令和2年度は建設予定地の土地を購入しました。

ここ数年の処理量の動向では、合併処理浄化槽の普及により浄化槽汚泥の量が増加していましたが、令和2年度は新型コロナウイルスの感染拡大の影響で減少となりました。

・ 処理量動向

（令和2年度）

計画処理区域面積	処理量		計
	し尿	浄化槽汚泥	
197.13 km ²	1,184 t	2,876 t	4,060 t
（前年度比）	（92.6%）	（96.7%）	（95.5%）

（5）ごみ収集事業

ごみの収集事業は、可燃・不燃・生ごみ、資源ごみ等、全17区分による分別収集を行っています。ここ数年、ごみの分別ルールが守られていないごみが増加しており、ごみの減量化や効率的な収集運搬を行うために排出ルールを守るように周知しています。

また、現在不燃ごみ及び粗大ごみの処理は、倶知安町の民間事業者の施設に埋立処理をしています。

・ごみ類の収集動向

(令和2年度)

種別	可燃ごみ	不燃ごみ	生ごみ	資源ごみ	粗大ごみ	総計
収集量	693 t	121 t	320 t	398 t	18 t	1,550 t
前年度比	76.2%	94.5%	62.5%	95.7%	200.0%	78.5%
リサイクル率	76.1% (前年度75.0%)					

(6) 廃棄物広域処理事業

可燃ごみの処理は、これまで羊蹄山麓7町村の共同運営で焼却処理を行っていましたが、平成27年3月からは処理方法を固形燃料化処理に変更し、処理は倶知安町の民間事業者へ委託しています。

(7) 資源物リサイクル推進事業

資源ごみとして分別排出される資源物は再商品化(リサイクル)されますが、これに係る収集運搬や選別処理、一時保管には多額の費用が必要です。

町では再商品化に係る資源物等分別保管を町内業者と、また、再商品化を請負う(財)日本容器包装リサイクル協会などと委託契約しています。

なお、役場裏にある資源ごみ保管庫は新庁舎建設に伴う周辺整備のため、令和3年中に廃止する予定です。なお、廃止後はごみステーションでの資源ごみの回収日に出すか、有限会社塚越産業への持ち込みで対応する計画です。

(8) 一般廃棄物最終処分場の維持管理

一般廃棄物最終処分場は、当初、平成21年6月に満了となる計画でしたが、ごみ分別の徹底や不燃・粗大ごみの破碎処理により、埋立量の減量化が図られ、約11.7%の残容量となっています。

不燃ごみ、粗大ごみを倶知安町の民間施設で処分しており、また、可燃ごみの固形燃料化処理の開始により焼却灰の埋立てもなくなったことから、令和2年度に最終処分場でごみの埋立は行われていません。

(9) 廃棄物処理対策の検討と啓発

ごみの減量化と適切な処理を進めるため、町と町民のみなさん、事業者のそれぞれが役割を分担・協力するよう基本条例で定められています。

国では、一部の家電や自動車のリサイクルなど、さまざまな廃棄物の再資源化を進めており、町でも燃やすごみの固形燃料化処理への変更など、ごみ処理の方法を変更するときは、広報やチラシ、ホームページなどでお知らせしています。

また、ごみの分別ルールと排出方法などをより多くの町民に理解いただくため、ごみ分別アプリサービスを導入し運用を開始しています。

(10) 不法投棄廃棄物対策

「不法投棄」については、地域のみなさんや職員の通報により不法投棄物の回収・処理をしていますが、なかなか減りません。また、外でごみを燃やす「野焼き」についても毎年数件ですが発見されています。

なお、過去には「不法投棄」、「野焼き」が警察の捜査により実行者が特定され罰則が科せられた事例があります。

(11) 環境美化巡視とクリーン作戦

町職員による環境美化巡視のほか、5月と10月を「町内ぐるみの美化清掃月間」として、各自治会、学校、ボランティア等の協力によりクリーン作戦などの清掃活動を実施しました。

(12) 衛生組合連合会事業

各自治会の衛生組合長で組織する衛生組合連合会では、町と連携し環境・衛生意識の普及、清掃活動を行っています。

また、各地区において管理をお願いしていますダストボックスの掃除や見回りなど衛生組合長の協力により維持管理を行っています。

平成30年度からは、町補助事業によりダストボックス内生ごみバケツの更新を行っています。

(13) 食品衛生事業

町では、俱知安地方食品衛生協会に加入し、食中毒の防止や食品衛生の普及対策を行っています。

令和2年度の「食中毒警報」は、6月10日から9月11日の間に16回発令され、町のホームページとラジオニセコによりお知らせしました。この間、町内では食品に関する事故はありませんでした。

食中毒防止のため、今後も関係機関と連携した取り組みを進めます。

(14) 畜犬対策と動物愛護

北海道より委譲された狂犬病予防法に基づく犬の登録管理（随時）や予防注射（6月）を実施しています。また、ニセコ町畜犬取締及び野犬掃とう条例に基づいて、年間を通して野犬掃とうを実施しましたが、該当する事例はありませんでした。

・犬の登録数

令和元年度末	新規(+)	転入(+)	転出(-)	死亡(-)	令和2年度末
334頭	20頭	6頭	7頭	30頭	323頭

(15) ニセコ斎場の維持管理

斎場については、平成28年度から平成29年度にかけて大規模改修工事を行いました。引き続き、設備の定期点検や整備を行い、適正な維持管理に努めます。火葬業務は、引き続き民間事業者へ委託し運営しています。

・ニセコ斎場の使用状況

年度	使用回数	(うち町外者)	月平均使用回数
令和2年度	51回	(1回)	4.3回
令和元年度	57回	(0回)	4.8回

(16) 墓地の維持管理

中央墓地及び5か所の地域墓地については、適正な使用（許可）管理を行っています。また、清掃・草刈など日常的な維持管理については、民間事業者へ委託して行っています。

なお、平成20年度に新規造成した中央墓地の53区画については、令和2年度末現在で残り19区画となっています。

農林業

(1) 林業の振興

森林組合と連携しながら、伐採跡地や荒廃林などの民有林を対象として「未来につながる森づくり推進事業」を継続し、支援しました。また、民有林の除間伐を促進する町独自の除間伐奨励事業を実施しています。

町有林の整備は、豊かな自然環境の保全や水源涵養等の本来の森林機能を維持することと将来の財産形成を目的として実施されています。令和2年度は、町有林内の森林の保育・育林事業として除伐6.26haのほか、作業道の補修、支障木の伐採や草刈を実施しました。

(2) 地域経済を循環する森林ビジョンの策定

町外への資金流出を減らし、できる限り地域内で資源が循環する経済の構築に向け、木材等の域内調達率・循環率の向上を目的とした地域商社事業の創出を目指します。地域商社事業では、域内の農林産品を中心に利用し得るモノ・サービスを対象とした地域ポイントを導入し、域内調達率の高い産品を中心とした経済圏を構成し、地域経済の活性化・循環に結び付けます。

令和2年度は、森林資源を持続可能な形で地域経済の活性化・循環に結び付けていくためには、長期的な森林の将来像を見据え、森林の持つ公益的機能・多面的価値など、関係者が議論・共有のうえ、森林づくりの基本理念と方向性を示す必要があることから「ニセコ町森林ビジョン」を策定に取り組みました。

2. ニセコ町の地域資源を活かし、快適な生活基盤を整備します

生活環境

(1) 地域の情報化（高速通信環境の充実）

ニセコ町における光ファイバー網施設（高速通信網）は、これまで町が所有し、通信事業者に貸し付けてサービスの提供を行ってきましたが、設備等の老朽化などから、民間への設備移譲を検討してきました。

令和2年7月、第1期整備分（平成16年／川北・アンヌプリ・東山地区）の光ファイバー設備等を東日本電信電話株式会社に譲渡（NTT）しました。なお、第2期整備分については令和3年に移管を行う予定です。

(2) コミュニティFM事業

情報共有、防災機能強化の一環として、ラジオニセコに対し、委託事業及び補助金による継続支援を行いました。

令和3年4月末 配布状況

貸付台数 個人 1,459台／2,541世帯（57.4%）

事業所 182台／187事業所（97.3%）

コミュニティFMについて

平成20年12月の「そよかぜ通信」廃止以来、役場からの行政情報や防災情報のほか、地域のコミュニティ活動を情報面から支援し活動の活性化に寄与できる、コミュニティFM「ラジオニセコ」を平成24年3月31日に開局しました。ラジオ局開設にあたっては、放送局の開設準備、放送施設に係る設備を町が整備し、放送局の運営は法令により町が実施できないことから、株式会社ニセコリゾート観光協会が行っています。

町では、緊急告知付きラジオを町民世帯と町内事業所に無償貸出を行い、災害時等における緊急情報の発信により、いち早く住民に対する防災情報の伝達が可能となりました。そのため、実際の防災に備えて、防災ラジオ緊急等試験放送と職員の訓練目的で割込み放送を定期的に行っています。

(3) にこっとBUS（デマンドバス）の運行

平成24年10月から「にこっとバス」を運行していますが、近年、コロナ禍の影響により、バス利用者は減少となっています。

・にこっとBUS乗車実績

（過去5年分の4月～3月まで）

年度	乗車件数(件)	乗客数(人)	日平均乗客数(人)
平成28年度	15,280	18,445	51
平成29年度	14,610	17,521	48
平成30年度	14,703	17,545	48
令和元年度	14,255	16,660	46
令和2年度	11,099	12,747	35

(4) スキーバス、助け合い交通、生活バス路線（福井線）の運行について

① スキーバス

にこっとバスの予約混雑時のお断り件数を減らすために取り組んできたスキーバスについて、令和元年度は観光客向けのこれまでの周遊バスと統合した新たな周遊バスとしての試験運行を行い、令和2年度は試験運行を踏まえ、運行ルートの拡大及び増便にて、本格運行を実施しました。しかしながら、コロナ禍のため利用者数は激減している状況です。

※スキーバスは無料利用。R1からの新たな周遊バスでは、町民無料パスを発行。

<周遊バス・スキーバス利用者数>

	H30			R1			R2		
	有料	スキー	計	有料	無料	計	有料	無料	計
利用者	2,496	287	2,783	2,313	427	2,740	262	688	950

② 福井地区助け合い交通

自治会が主体となった自家用車を活用したボランティアによる助け合い交通が福井地区で運行（実証運行を経て、令和2年度より本格運行）。その取り組みを支援するとともに、他地区での新たな展開について検討しています。

（令和元年度実績：5月～3月 130回運行 191人（通院：36%、買い物33%）

（令和2年度実績：4月～3月 83回運行 115人（通院：29%、買い物37%）

③ 生活バス路線の維持費補助

町民の交通手段として必要な生活バス路線への町の補助は、にこっとBUSの運行により、対象路線を蘭越町とニセコ町を結ぶ1路線（福井線）のみとしています。両町の路線距離に応じ、路線の運行事業者であるニセコバス（株）に国の基準に準拠して両町からバス路線維持費補助金を支出しています。

(5) 北海道新幹線及び北海道横断自動車道の建設促進

① 北海道新幹線

北海道新幹線は、平成28年に3月に新函館北斗駅まで開業し、道民の長年の悲願である新幹線が北海道に上陸しました。新函館北斗・札幌間は、平成24年6月に工事実施計画が認可され、令和12年度末（2030年）に完成・開業する予定となっています。

新幹線の札幌までの開業は、北海道経済全体に大きな経済効果をもたらすことから、その効果を早く発現させるため、早期完成に向け要望を続けています。

新幹線のトンネル掘削にかかるニセコ町内工事（鉄道・運輸機構）の進捗状況は、次のとおり。

(ア) 昆布トンネル (L=10,510m) 掘削中

・桂台工区 (4,800m) 鉄建・アイサワ・福津・西江JV

4/1 現在 掘削延長 4,800m (100.0%)

・宮田工区 (宮田トンネル含む5,710m) 鹿島・五洋・宮坂・荒井JV

4/1 現在 掘削延長 5,610m (98.2%)

(イ) ニセコトンネル (宮田～里見 L=2,270m) 掘削中

飛島・大豊・齊藤・白木 J V H29～53 か月間

4/1 現在 掘削延長 1,477m (65.1%)

(ウ) 羊蹄トンネル (元町～倶知安 L=9,750m)

・有島工区 (4,181m) 熊谷・不動テトラ・宮坂・橋本川島 J V

4/1 現在 掘削延長 46m (1.1%)

※比羅夫工区 (5,569m) 倶知安町

北海道新幹線開業へ向けた動きが加速する中で、北海道新幹線並行在来線対策協議会、後志ブロック会議も設置されており、並行在来線の存続を求めて情報収集や意見交換等を含め、沿線各自治体連携のもと協議検討を進めています。

平成24年	6月	北海道新幹線新函館北斗～札幌間の整備新幹線着工認可
平成24年	11月	事業概要説明。以降、測量やボーリング調査等を実施。
平成25年	12月	昆布トンネル (桂台工区) 工事発注
平成26年	12月	〃 着工
平成27年	2月	昆布トンネル (宮田工区) 工事発注
平成27年	12月	〃 着工
平成28年	3月	北海道新幹線 新青森・新函館北斗間開業
平成29年	2月	ニセコトンネル工事発注
平成30年	7月	〃 着工
令和3年	8月	羊蹄トンネル掘削開始予定
令和12年～		開業予定

② 北海道横断自動車道

道路網の形成は、地域経済の活性化、高次医療施設への搬送時間の短縮、さらに大規模災害時の代替ルート機能確保のため、必要性が高まっています。

特に北海道は、他の都府県に比べ広大な面積を有し、道内主要都市や地方生活圏を結ぶ高規格道路ネットワークの必要性は極めて重要であります。

後志自動車道については、平成30年に開通した「余市～小樽間」に続く「共和～余市間」「倶知安～共和間」の早期開通を目指し、国に対して安定的な予算確保を要望しています。さらに、ニセコ地域を中心とした観光投資の増大や北海道新幹線の札幌延伸等を勘案した「黒松内～倶知安間」の調査の促進とともに、そのうち「蘭越～倶知安間」の計画段階評価の調査が計画的に進むよう関係機関への要望を継続していきます。

(6) 道路など

より良い住民生活の実現と、経済・社会活動の活性化を図る上で必要不可欠な道路環境の整備と、冬期間においても安全な道路交通を推進するため、道路改良舗装事業や除雪対策事業を行い、生活環境整備に努めました。

- ・町道整備状況 (道路台帳) : 188路線 実延長180km
(令和3年3月末) 改良率67.4%
舗装率63.5%

① 町道の整備

町道元町二線改良舗装工事L=155m及び羊蹄近藤連絡線歩道整備改良工事L=126mを行いました。そのほか、法面補修や小規模な道路附帯工事など安全な道路

交通網の整備を進めました。

② 道路維持管理事業

町道における側溝の清掃、砂利道路及び舗装道路の維持補修、区画線（センターライン）補修、雑木除去など地域住民の安全走行確保のため、日常的に道路点検を行い道路の維持管理を実施しました。町道の草刈については、年2回を基本に実施し、一部の道路やガードケーブル周辺など、資源保全推進会の協力を得て、道路交通の安全確保に努めました。

③ 橋梁の整備

橋梁の長寿命化を図るため、平成25年度に橋梁長寿命化修繕計画を策定し、橋梁の点検・設計・工事を国の交付金事業の採択を受け補修工事を進めています。令和2年度は町道温泉藻岩連絡線モイワ橋補修設計と橋梁点検（10橋）を実施しました。

（7）河川・公園の維持管理

普通河川のパトロールを行い、強風や大雨による倒木処理など地域住民の安全・財産確保のため、維持管理を行っています。令和2年度は、相馬川護岸補修工事L=240mやカシュンベツ川の雑木撤去を行うとともに町道福井六号線、町道瑞穂昆布連絡線、瑞穂の沢河川の災害復旧工事を実施しています。

公園の管理は、農村公園（ちびっこ広場）、曾我森林公園（東啓園）、有島記念公園、有島小公園、本通小公園、ニコまる公園、キラりん公園等の維持管理を行うとともに、農村公園の再整備を進めるための実施設計を策定しました。そのほか、公園の遊具点検や暗渠修繕工事など、安全に遊べる公園管理を進めています。

（8）公営住宅の整備

本町では、「ニセコ町公営住宅ストック総合活用計画」及び「ニセコ町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、時代のニーズにあった公営住宅への再生を進めています。令和2年度は、新有島団地4号棟・5号棟8戸の長寿命化型複合改善工事を実施しています。

・町営住宅種別戸数

（令和2年度末現在）

種別	区分（戸数）	合計
公営住宅	本通A団地（65）、本通B団地（11）、有島団地（20）、西富団地（8）、富士見団地（36）、新有島団地（32）、中央団地（48）、望羊団地（72）、綺羅団地（20）	312戸
特定公共賃貸住宅	のぞみ団地（28）、本通A団地（12）	40戸
その他	コーポ有島（48）	48戸
	合計	400戸

(9) 公営住宅の維持管理

公営住宅の老朽箇所について点検確認を行い、維持管理の効率化と入居者が、安全で快適な生活ができるよう必要な修繕を行っています。令和2年度は、西富団地4号棟屋根修繕工事、コーポ有島オイルタンクライニング改修工事を行っています。

(10) 住宅における耐震改修

建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、平成19年度に「ニセコ町耐震改修促進計画」を策定し、平成28年度に計画の見直しを行っています。町民に対し、耐震改修の重要性について普及啓発を行うなど、町民が安心して生活できるまちづくりを進めるため、より一層の耐震化の促進に取り組みました。

(11) 除雪対策事業

冬期間の安定した生活道路の確保のため、民間事業者への委託により町道12.7kmの除雪を実施しました。また、生活道路除雪費補助として、26団体に道路除雪費の一部を補助しています。

3. 資源やエネルギーを地域内で上手に使います

エネルギー

(1) 環境モデル都市第2次アクションプランに基づく取り組みについて

2050年度までに2015年度比でCO₂の86%削減を目標とする本町は、平成31年3月に「環境モデル都市第2次アクションプラン」を策定しました（計画期間／令和元年度から5年間）。この計画では、「CO₂の削減と経済活動の活性化の両立」を基本に掲げ、8つの政策分野と具体的な37の取り組みの実施により、目標達成を目指しています。

2020年7月には、気候変動が危機的な状況にあることを認識したうえで、2050年には二酸化炭素排出実質ゼロ「ゼロカーボン」を目指すことを表明しました。

今後、温室効果ガスの排出を抑制する「緩和」と、既に起こりつつある気候変動の影響に対処していく「適応」の両面から取り組みを進めることとし、ニセコ町気候変動適応方針、建築物再生可能エネルギー設備導入検討マニュアルを策定しました。

環境モデル都市とは、温室効果ガスの大幅な削減など低炭素社会の実現に向け、高い目標を掲げて先駆的な取り組みにチャレンジする都市のことで、ニセコ町は平成25年10月に事業提案を行い、平成26年3月に内閣府より選定を受けました。

(2) 住環境の整備促進

① 環境負荷低減モデル集合住宅整備促進事業

民間賃貸住宅の性能向上を図ることにより、環境負荷低減と生活の質を向上するため、一定の性能基準を満たした民間賃貸住宅に対する補助制度を平成30年度に創設しました。令和2年度においては、補助実績がありませんでした。

② 住宅省エネルギー改修補助事業

ニセコ町内における家庭からの二酸化炭素排出の削減を図るため、住宅の省エネルギー改修工事を行う者に対して補助金を交付し、環境負荷低減の促進を図っていますが、令和2年度の補助実績はありませんでした。

4. ニセコ町ならではの環境と調和した農業をつくります

農林業

(1) 農業委員会委員の活動

令和2年度においては、総会を12回開催し、農地法等の法令業務に基づき、農地の利用権設定や転用申請に係る審査及び許可等農地の利用調整を行いました。

業務の執行にあたっては、町農政課などと連携を図り、農地の現状把握を行い、耕作放棄地の解消や農地転用事務の適正な執行など優良な農地を保全するための取り組みを行っています。

平成25年度から、農地の有効利用と農業者経済の活性化を図るため、農地賃借料の一部を助成する「ニセコ町農地流動化促進事業」を進めています。

これらの取り組みについて、農業委員会としての活動計画を策定し、その点検と評価を行うなど「業務の見える化」に努めています。

このほか、本町が将来へ向けて、持続的に発展するためには、地域産業の担い手確保が重要と位置づけており、農業や商工業後継者などの花嫁対策（グリーンパートナー推進事業）についても、引続き取り組んでいます。

(2) 国営緊急農地再編整備事業の推進

町では、優良な農地と豊かな景観を未来に引継ぎ、基幹産業である農業の振興からなる地域の活性化のため、国営緊急農地再編整備事業を強力に推進しています。

本事業では、農用地の大区画化や汎用化、水利施設の近代化を進め、農業生産の向上を図るとともに、農用地の集団化や担い手への利用集積を進めます。

令和2年度は、区画整理工事に着手して6年目となり、6年間で633haの工事を実施しました。事業主体である北海道開発局や北海道、地元促進期成会と連携し、事業の円滑な推進とともに受益者負担の軽減や通年施工時の所得補填など、国の制度を利用した対策を進めています。

また、小規模な土地改良事業や農地・農業施設災害復旧についても、湿害対策や近年の異常気象に対応するため、明暗渠掘削特別対策事業、農業用水路補修事業、農業用水路等用地確定支援事業、農地等災害復旧単独事業など町独自の対策を推進しています。

(3) 環境と調和した安全で安心な農業の推進

環境と調和した安全・安心な農業の推進のため、土づくり実践対策を基本に良質堆肥の安定供給と土壌診断による効率的な栽培など、クリーン農業の推進と農村環境の保全、多様な農畜産物の生産・流通促進に取り組みました。

堆肥センターを核とした「地域循環型クリーン農業」の実践を重点的に取り組むため、老朽化の進んだ設備の更新や補修、施設の維持管理、完熟堆肥購入費及び原料の確保、運搬費の助成に加え、土壌診断事業と残留農薬対策の継続を図りました。

クリーン農産物の生産と流通促進では、消費者に信頼される生産地の責任として、YES! cleanなどの認証制度の普及を促進し、安心・安全な農産物の生産と供給実現への

取り組みを支援しています。本年度も、町内の約9割で取り組まれているイエスクリーン認証米の生産対策として10アール400円の補助に加え、低タンパク米の出荷実績に対し、60キロ200円の補助を実施しました。また、酒米のさらなる振興を図るため、60キロ200円の補助を継続実施しました。

また、環境保全に根差した農業の確立のため、1団体(2戸の農業者で構成)が環境保全型農業直接支払交付金事業に取り組みました。

(4) 収益性の高い地域農業の確立

畑作では、土づくりを基本にした適正輪作を推進することにより、計画的な作付け、安定的な品質と収量の確保、高収益野菜などを組み合わせた経営の複合化を農業者と共に取り組んできました。土づくり、輪作の一役を担っている緑肥作物奨励事業についても引続き取り組みました。また、農業機械導入による営農効率化のため、担い手確保・経営強化支援事業(融資主体型補助事業)等における予算確保をして、機械導入補助を実施しました。今後も、農業者の規模拡大への支援、経営の効率化、スマート農業の導入など、農業者の経営に支援する取り組みを推進します。

水田では高品位米の低コストによる安定生産栽培に加えて、消費者ニーズに呼応した安心・安全ブランド「とっておき米」、酒米の「きたしずく」「彗星」の活用促進を行い、産地確立と売れる米のブランド化を引続き推進しました。

経営所得安定対策の実施については、地域農業再生協議会を交付金の申請事務や支払手続の窓口とし、販売価格が生産費を恒常的に下回っている米・麦・大豆・てん菜・でん粉原料用馬鈴薯、そば等に対する補填を行いました。

また、農業者、関係者に対しコロナの長期化による販売の多様化、販売力や生産意欲の更なる向上を目的として、ニセコ町農畜産物販売促進支援事業を実施しました。

(5) 多様でゆとりある地域農業の確立

安定的な農業経営確立のためには、意欲ある担い手へ農地利用集積の促進と生産基盤の近代化が不可欠と考え、農業委員会と連携を図り、優良農地の確保や離農者からの農地のスムーズな移動など農地流動化を推進しています。

農業・農村環境の維持保全のため「多面的機能支払交付金事業」を継続し、地域住民を交えた町内8地区の地域活動組織による共同活動を支援しました。

また、平坦地に比較して生産条件が不利な農地の生産活用と適正な維持管理を図るため、中山間地域等直接支払制度を活用し、地域活動の取り組みに対して町内3地区に対し支援しました。

このほか、認定農業者や農業生産法人の育成支援等、引き続き農業経営の体質強化に努めています。

(6) 地域ぐるみで担い手の確保

農業者の高齢化の進行により、後継者や地域の担い手対策は喫緊の課題となっており、関係機関と協力して確保へ向けた取り組みを推進しています。特に新たな参入者などに対しては経営が安定し、持続的に営農していけるように育成支援を積極的に推進しました。また、就農者に対する新規就農資金制度や農業次世代人材投資資金(旧青年等就農給付金)の適正な給付、各種研修制度等の継続、中核的担い手となる認定農業者の新規認定及び更新、指導農業士・農業士の育成、農業青年会活動の促進に努めました。

(7) 畜産振興

酪農については、自給飼料基盤に立脚した安全で良質な生乳の生産と家畜改良の促進等による乳用牛の資質の向上を推進するため、酪農ヘルパー制度の運営や乳牛資質向上対策の支援、家畜伝染病対策など、引続き良好な畜産環境の維持に努めました。また、町営集約草地と堆肥センターの維持管理を行いました。特に、老朽化が激しい堆肥センターについては、運営に支障のないよう改善を進めました。

さらに、JAようてい地域の関係者が連携して地域全体で収益性の向上を図るための広域畜産クラスター協議会に参画し、酪農事業者への支援を引き続き行っています。今後も、畜産環境の整備と生産性の向上を目指して、協議会を軸にさらなる振興に努めます。

5. 商工業と農業、観光業の連携を進め、地域産業の活性化を目指します

農林業

(1) 農業と観光・商業が連携した地域産業の創造

本町の「農業」と「観光・商工」部門は多面的な協力・補完関係にあることから、地域内での相互連携を強めています。令和2年度も、JA水稲生産組合ニセコ支部やニセコリゾート観光協会、田中酒造株式会社と連携し、ニセコクリーン米の地域ブランド化や地酒「蔵人衆」の販売促進を行いました。また、酒米活用の推進では、ニセコ町産酒米を活用した「特別純米酒ニセコ蔵人衆」をはじめ「長期熟成特別純米酒ニセコ蔵人衆」、「スパークリングにごり酒」、「新米新酒」や「黄麴の甘酒」等の販売などに取り組み、酒米の里づくりを推進してきました。

また、農業者の6次産業化を推進するため、6次産業化に意欲のある農業者へ事業の説明を継続的に実施しています。

引き続き、ニセコ町農産物の消費拡大や地産地消のシステムづくりを推進しています。

商工業

(1) 地域産業振興

令和2年度も新たな事業所等の開設が進む一方、代表者の変更や高齢化などの理由による廃業もありましたが、商工会の会員数は前年度末から16事業所増の197事業所(3月末)となっています。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、ニセコ町内においても宿泊施設や飲食店をはじめ、体験事業者や小売店など多くの業種の事業者の経済的疲弊は甚大なものとなりました。そこで、町民の暮らしを支え、町内事業者のみなさんが、事業継続と雇用を維持できるよう様々な経済対策を実施しました。主なものとして、商品券配布事業、事業者経営維持・未来支援給付金事業、観光施設持続化支援給付金事業、飲食店応援割引クーポン発行事業、ニセコ応援福袋事業、プレミアム付商品券発行事業、スキー場感染症対策予防対策強化支援事業、綺羅ポイントの5倍還元事業や子育て支援ポイント還元事業など、ニセコ町商工会やニセコリゾート観光協会と連携して実施しています。

このほかにも、中小企業の経営安定のため、金融機関や北海道信用保証協会と連携して中小企業特別融資事業を実施しています。

(2) 創業や事業継承の支援

事業者数を増加させ、地域内の経済循環を強化していくことが求められています。継続して創業への支援することが重要であり、そのための取り組みを進めます。町では、国の認定を受けたニセコ町創業支援計画により、ニセコ町商工会、地域金融機関（日本政策金融公庫、北海道信用金庫、北洋銀行）、ようてい農業協同組合ニセコ支所、(株)ニセコリゾート観光協会、小樽商科大学と連携して、創業支援相談窓口の開設、ビジネスセミナーの開催など地域内での起業意向を促進してきました。

また、起業や新たな事業に取り組む事業者に対し、事業所の改装等の費用の一部を助成するニセコ町にぎわいづくり起業家等サポート事業により、資金面での支援を行っていますが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大などの影響もあり、実績は0件でした。

6. 環境や地域文化を生かした観光を進めます

観光

(1) 観光客の誘致

令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大による影響が大きく、観光客は約94万人の入込となり、前年の約54%と大きく落ち込みました。特に、外国人観光客は前年の約0.1%と、ほぼ無い状態にまで落ち込みました。

ニセコ地域はこれまで海外プロモーションを強化してきましたが、新型コロナウイルス感染リスクなど、リスクに強い観光地づくりも心がけていく必要があります。適切な地域情報の発信をしつつ、地域課題へ向けた取り組みの着実な施策の実行により、観光客がニセコを目的地として考えてもらえるようにすることが重要となっています。今後は持続可能な観光地に向け、アフターコロナ、ウイズコロナを見据えた着地型の旅行商品の造成、効果的なプロモーションやマーケティングを行うと同時に、観光客と地域住民の双方に配慮し、多面的かつ客観的なデータ計測を行いながら中長期的な計画に基づく観光地マネジメントを行うことが重要になります。

(2) 観光客受入環境の整備

冬季の来訪者の多くは公共交通機関を利用して来訪していますが、ニセコ駅から地域内に移動する交通手段が限られているため、企画環境課がバス運行事業者と協力して実施した周遊バスの運行に対して、(株)ニセコリゾート観光協会が支援し、地域内交通手段の確保に努めました。

また、現在、観光案内所は道の駅ニセコビュープラザとJRニセコ駅の2か所に開設されておりますが、引き続き、その業務を(株)ニセコリゾート観光協会に委託しました。観光協会では旅行商品販売等の業務と案内業務を組み合わせることにより、来訪者にはよりきめ細やかなサービスができるため、引き続き支援を行うこととしています。

このほか、宿泊施設が集中する東山・アンヌプリ・モイワ地区を中心に、道路沿いに花を植栽する地域活動を支援するなど、受入環境の整備について取り組みました。

(3) 観光地の安全対策

雪崩による事故を防止し、ニセコを訪れるスキー客の安全を確保するため、雪崩情報の提供などを組織的に行っている「ニセコアンヌプリ地区なだれ事故防止対策協議会」の活動費の一部を負担しました。

令和2年度も引き続き、協議会で取り組む「ニセコルール」の運用の徹底した取り組みを進めると共に、各スキー場によるパトロールやニセコなだれ調査所による雪崩情報の提供も行いました結果、令和2年度は雪崩による死亡事故は発生しませんでした。今後も地域の重要なルールとして広く浸透を図り、正しい認識を醸成し、各スキー場やニセコなだれ調査所と連携していく必要があります。また、雪崩事故防止等の雪氷災害防止に向けて国立研究開発法人 防災科学技術研究所との連携協定の下に、雪崩事故防止等の雪氷災害の防止に向けた取り組みや向上を図りました。雪山の安全対策は重要な施

策であり、引き続き関係機関と連携して取り組みます。

（４）観光振興活動、体制の支援

多くの観光客がリピーターとなるように観光地としてのクオリティを向上させるためには、地域の資源を最大限に生かし、魅力的な地域に発展させていくことが必要です。内外のさまざまな人たちが気軽に参加してもらえるための環境づくりやイベント開催に対して支援する体制づくりを行いました。しかしながら、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、イベントの中止や縮小開催が余儀なくされました。

（５）広域観光の取り組み

蘭越町、ニセコ町、倶知安町の３町による「ニセコ観光圏」による広域の取り組みを進め、PR活動や満足度調査など共通施策を実施しました。

また、倶知安町、蘭越町、共和町、岩内町と連携して進めている「ニセコ山系観光連絡協議会」においては、ニセコエクスプレスの発行や沼めぐりコースの整備等を行いました。

（６）観光施設の運営管理

道の駅ニセコビュープラザや綺羅乃湯、五色温泉インフォメーションセンターなどの観光施設の適正な管理運営を行い、多くの観光客が安心して快適に利用できるよう努めました。

綺羅乃湯の改修については、洋風サウナ天井工事、女性用トイレ便器の洋式化やベビーチェア・手すりの設置、和風水風呂の修繕工事などを行い、利用環境の向上や施設管理面での負担軽減を図りました。また、非接触型体温測定機の設置を行うなど、コロナ禍のなか安心してご利用いただけるよう対策を行っています。

（７）観光大使等の設置

ニセコ町を応援する著名人等をニセコ町観光大使として任命しています。現在、落語家の林家木久扇さんのほか、東京ニセコ会役員等１１人が観光大使として活躍しています。このほかに、ニセコの温泉を広く紹介していただく温泉大使に、久世進さん（温泉アナリスト）を任命しています。

また、首都圏においてニセコ町に関わりのある人たちとの交流促進とPRを行うため、東京ニセコ会の活動を支援しました。

（８）中央倉庫群の再活用について

町民や観光客などが交流し、気軽にくつろげる休息の場を提供し、また、町民の生活文化や教養の向上を図り、本町の地域振興と産業の活性化に資する施設として運営しています。

これまで、指定管理者とともに子育て支援や町民利用促進、テレワーク機能の充実、出展チャレンジ型カフェ運営などに取り組んできました。コロナ禍において、利用者を限定するなど対策を講じながら、町民限定無料貸館などにも取り組んできました。

指定管理内容

指定管理者 株式会社住まいるニセコ
 指定期間 平成31年4月1日から令和4年3月31日まで
 対象施設 旧でんぷん工場、1号倉庫、広場

経緯・状況

平成23年度：中央倉庫群再活用事業スタート
 平成27年度：改修工事完了、管理運営団体（指定管理者）決定
 平成28年度：施設オープン、テレワーク機能整備
 平成31年度：指定管理者変更、ワーケーション連携協定締結、子育て支援充実
 令和2年度：テレワーク機能強化、木製遊具整備、移住相談窓口設置、協力隊拡充

【施設の利用状況】

延べ利用者数（人）

月	R2	R1	H30	H29	H28	R2 実績の主な利用・取組
4月	321	777	384	518	-	
5月	187	859	586	715	-	
6月	343	1,616	591	982	-	ニセコ町応援福袋販売
7月	953	1,278	506	1,775	2,331	「NISEKO 農 OKAKI」販売
8月	815	1,328	760	2,911	667	
9月	1,135	1,656	1,327	782	1,256	ニセコピクニックマルシェ
10月	1,084	1,445	977	1,169	701	販売会、映画上映会、講演会、セミナー、 修学旅行生視察
11月	865	1,459	504	935	1,088	セミナー
12月	864	972	460	857	712	町民講座、チャレンジキッチン試験開始、 テレワークサブルーム試験運用開始
1月	460	1,527	247	251	403	お試し協力隊
2月	692	2,042	1,029	756	444	サッカー教室、ゆりねパイまんじゅう販売
3月	872	623	351	594	698	木製遊具整備
合計	8,591	15,582	7,772	12,225	8,300	
月平均	716	1,299	648	1,019	922	

7. 町民がともに学びあい、支えあう文化を育てます

学校教育

(1) 「ニセコスタイルの教育」を目指した施策展開

教育委員会では、町の教育振興政策の基本方向を定め、概ね10年間に渡る長期的な施策の柱・目標を設けたニセコ町教育振興基本計画を平成25年度から進めています。この計画は「平和で民主的な社会を築き、発展させる力を身につける教育の実現」及び「学びと出会いを広げ、豊かな人生を拓く生涯学習のまちの実現」を理念とし、「子どもの生きる力を育む」、「学校の教育力を高める」及び「学びの気運を育む」を基本方針として9つの目標を定め、前期5年には36施策、後期5年には25施策に取り組んでいます。令和2年度は、計画の重点施策である学校運営協議会（コミュニティスクール委員会 平成29年度設置）と、幼児センターから高校まで連続した一貫性のある教育活動の推進を柱に、小中学校が特に連携する「小中一貫教育」の確立について継続して取り組んできました。

また、新型コロナウイルスのまん延により、学校現場は混乱を極めました。この窮地に際し、教職員、家庭、地域ボランティアなどが連携し、児童生徒の健康を守るとともに学習の担保に取り組みました。

(2) 義務教育（小学校、中学校）

各学校では、保護者や地域住民の信頼と期待に応えるべく、自校の教育方針や教育計画、活動状況などの周知、情報提供に努めるとともに、学校評価を行いPDCAサイクルによる評価結果の活用を進め、学校改善、教育の質向上に取り組まれました。この中で、子ども一人ひとりの「豊かな心と健やかな体の育成」、「生活習慣と社会性の育成」、「確かな学力の育成」のための各種施策に取り組んでいます。

「豊かな心と健やかな体の育成」では、人権教育や道徳教育などの教育活動のほか、体験活動や修学旅行先等での伝統文化体験や芸術鑑賞、国の全国体力・運動能力等調査などの活用による体力・運動能力の向上に取り組まれました。

「生活習慣と社会性の育成」では、挨拶活動、外部人材による様々な特別授業や職業体験、国際交流、子ども議会活動などに取り組まれました。

「確かな学力の育成」では、国が行う全国学力・学習状況調査に参加し、課題の検証を行いながら指導改善・工夫に取り組むとともに、アクティブ・ラーニングなどの具体的な学力向上策に取り組まれました。また、国語力向上のため、学校図書室の活用や朝読書、読み聞かせの活動を進めるとともに、「あそぶっく」の協力を得て学校図書室支援員を配置し、学校図書室の改善や選書の充実などにも取り組まれました。

特色ある教育の推進においては、幼児センター及び各町立学校に外国語指導助手を配置するとともに、実用英語技能検定の検定料の一部を助成するなど英語学習指導の充実を図りました。また、国が提唱する児童生徒向けの1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークの一体的な整備（GIGA スクール構想）にも取り組み、町内の全校において整備を行いました。

さらに、特別支援教育では、小・中学校に特別支援学級を設置しながら、町単独の予

算措置による特別支援講師4名を配置し、学校全体での指導充実に努めました。取組みの中では、ニセコ町教育支援委員会を中心とした学校間や関係機関との連携、支援の充実を進めています。

(3) 町立高校（ニセコ高等学校）

ニセコ高等学校では、町立高校であるとの自覚のもとで地域と密接に連携した教育活動を進めるとともに、農業と観光を融合した産業人を育成する教育内容の充実を図り、地域に信頼され貢献する学校づくりを進めています。

本年は新型コロナウイルス感染症対策から、海外研修を国内（石川県、岐阜県）に振り替えたり、苗販売会や活動報告会などの事業を中止したりと、生徒活動を縮小しなければなりません。4年生の実習も海外から道内の近隣地での実施となりましたが、町内事業者等の協力により、内容のある実習を確保することができました。

また、ニセコ中学校との連携や道内中学校への周知を図るとともに、制服の更新や入学時の支援制度新設などにも取り組み、生徒募集活動の充実にも努めました。

さらに、ニセコ高校が今後も持続可能な学校であるために、学校の在り方や老朽化した希望が丘寮の検討についても取り組んでいます。

(4) その他の学校教育施策

学校教育の成果は教職員の資質・能力によるところが大きいため、教職員の資質と指導力の向上等を目的に教職員研修に取り組むとともに、飲酒運転根絶などのサービス管理徹底、新型コロナウイルス感染予防などの健康管理に取り組みました。

学校運営に関わっては、感染症予防のための消毒薬の確保や教材備品類の配置を行ったほか、児童生徒健康診断や就学援助制度の実情に即した適切な運用を行っています。また、児童生徒の安全に配慮しながら、効率的なスクールバス運行にも努めました。

児童生徒の安全確保については、交通安全・事故防止の運動、不審者情報への関係機関と連携した対応、「子ども110番の家」の協力を得た防犯模擬訓練、各種防災訓練の実施などに取り組みました。また、保護者への連絡にタイムラグが生じないよう各校に緊急通報システムを導入し、情報共有の即時性を高めました。このほか、ニセコ町いじめ防止基本方針に基づき、いじめの未然防止やいじめが発生した場合の適切な対応に努めるとともに、スクールカウンセラーの配置等により学校における教育相談や生徒指導支援に努めました。

(5) 学校施設の維持整備

新型コロナウイルス感染症対策により学校が休業となり、学習時間を確保するため、夏休みが短縮となりました。そのため、酷暑対策として各教室へ扇風機を設置したほか保健室にエアコンを設置しました。近藤小学校では児童の増加に伴い、教室の不足となることから増築に向けた基本設計を行うとともに、令和3年度の新入学生に対応するため音楽室を普通教室して利用できるよう臨時的な改修を行いました。

このほか各学校施設、設備について不具合の修繕を行うとともに、計画的に教職員住宅の修繕を実施するなど適切な維持管理に努めています。

(6) 学校給食の充実

おいしく安心・安全で、栄養バランスを心がけた給食の提供に努めている給食センターでは、小学校から高等学校までの児童、生徒、教職員等に対し約9,800食（1日当たり約510食）の給食を提供しました。

使用する食材については衛生管理や安全確保はもとより、地場産の食材の積極的な活用を図ってきました。昨年度も、地元農家の協力により「キャベツ・小松菜」などを冬季に使用し、旬の時期の野菜や「メロン」などの果物も取り入れ、地場産野菜や山菜の献立も多く実施しました。

安心した給食の提供を積極的に行うため、安心できる産地食材の仕入れに努め、放射能の安全性にも留意し、安心した給食の提供を積極的に行いました。

また、栄養教諭による児童・生徒への栄養指導や「食育」に関する啓発に努め、望ましい食習慣を身につけ、食への関心を高めるよう努めるとともに、アレルギー児童に対し学校と保護者の連携を密にした対応をしました。

平成21年に新築したことを機会にドライシステム（床面乾燥方式）化された調理場は、衛生的であり、調理器具の電化による作業の効率化と安全性の向上、維持コストの軽減が図られていますが、永く効率的に給食を提供できるよう、施設や調理場の機器の点検を定期的に行い、劣化による更新、修理などの維持管理に努めました。また、令和2年度は今後の児童生徒数や学級数の増加に対応するため、増築機能向上工事を行いました。

今後も児童生徒数の増加等に対応した計画的な施設設備や運営の検討を行い、整備すると共に、文部科学省の「学校給食衛生管理基準」を遵守し、より安全で安心、衛生的な給食の提供に配慮します。

社会教育

(1) 青少年健全育成、社会教育

生涯学習社会の実現のためには、町民の自主的かつ自発的な学習意欲こそが地域づくりの根幹を成すものといえます。令和2年度は、第7期ニセコ町社会教育中期計画（令和2年度～令和6年度の第1年次）並びに教育行政執行方針に基づき社会教育事業を展開しました。第7期社会教育中期計画については、目的別の事業計画を基本目標として4つの分野についての視点を大切にしながら事業を進めています。

子育て支援体制の充実では、放課後の子どもたちが集い楽しめる場として、放課後子ども教室を11月から小学1、2年生に限定し週1回英語にふれるメニューを中心に行いました。また、PTA連合会への支援など親と子のつながりを深める家庭の教育力向上に努めています。

読書活動については、NPO法人あそぶっくの会が指定管理者として運営している学習交流センターを核として事業を展開しています。あそぶっくの会では、図書活動の充実を図るとともに、ブックフェスティバルとして小学生を対象に道立図書館の支援を受けながら実施しました。町民が集う交流施設として町民に浸透しています。また、「第2次ニセコ町子どもの読書活動推進計画」（平成30年度～令和4年度）に基づき読書の習慣、読書環境の整備を引き続き進めています。

多文化が交流する機会の充実として、各種スポーツ活動や有島記念館を中心とした芸術・文化活動を行っています。

ニセコみらいラボ事業としてニセコの人・もの・自然などの様々な教育資源を体験し、発見や感動を通してふるさとの良さを知るとともに、将来に向けて逞しく生きる心・体を育むことを目的に、学校教育課と連携しながら各種講座を開催しました。

高齢者の交流する学習会事業は開催が厳しく、学生の取材や保健師・生活相談員のお話をラジオ寿大学として毎週土曜日放送を行いました。

芸術・文化

(1) 芸術文化活動を支援する

豊かな感性や創造性を育む芸術文化の普及・啓発に努める活動の核となる有島記念館では、藤倉英幸展をはじめとする企画展を開催したほか、第32回目となる有島武郎少年公募絵画展では258点の応募から101点の入賞・入選作品を選出し、11月3日に表彰式を行いました。

その他、人形劇の開催、トークライブの開催や宮山登山会を行いました。

芸術鑑賞機会の提供として、「能登谷安紀子 ヴァイオリンリサイタル」、「野瀬栄進ジャズピアノコンサート」ほかを開催しました。

有島記念館では、これら一連の取組みにより、入館者数を維持しています。

令和2年度においても新型コロナウイルス感染症の影響もありながら8,054人が来館し、広く有島の啓蒙と芸術文化の振興に資することができました。

有島記念館の活動以外では、町内児童生徒が書写・絵画・工作による作品発表の場として児童生徒の作品展示を行いました。

さらに、町民一人ひとりが自ら行う芸術や文化活動をより一層推進するため、文化協会への支援などを行いました。

スポーツ

(1) 気楽にスポーツができる仕組みを拡充する

社会体育事業では、各種スポーツ活動を通して、地域コミュニティ活動の推進や健康増進、余暇時間の充実、スポーツ活動の日常化などに努めています。

例年多くの町民参加の中で開催している各種スポーツ大会は、残念ながら新型コロナウイルス感染症の感染防止のため中止せざるを得ませんでした。その中でも、各種スポーツ教室は、開催方法を工夫する中で、対象者の年齢層や体力、目的に応じて開催し、多くの町民が参加し満足できるように努めました。

ふるさとニセコの自然の中で、野外活動などを体験することで、ふるさとを知り、またチャレンジすることの大切さを学ぶことを目的として、小学校5・6年生を対象とした、「ニセコチャレンジ」（事前登録型）を実施しました。具体的には、木工体験・羊蹄山一周サイクリング・羊蹄山登山・火おこし体験・連凧づくりなど日頃行うことが少ない内容を行い、一人ひとりが達成感や自信を持つ機会となりました。

また、冬季札幌オリンピック・パラリンピック招致に向けて、札幌市ほか関係自治体

関係者と連携して活動を進めました。

さらに、元陸上短距離日本代表選手などスポーツ競技において、トップレベルで活躍したアスリートを講師に招き、子ども達に対してスポーツ技術の指導や進路学習などの教室や北海道日本ハムファイターズベースボールアカデミーからコーチを招き、小中学生の野球技術指導を行う教室を開催しました。

地域特性を生かしたスポーツ活動として、町内3スキー場のご協力と町からの補助額を増額することで、子どもたちのスキーリフトシーズン券購入価格を安価にすることができ、多くの子ども達がシーズン券を購入しスキーやスノーボードといった、ニセコならではのウインタースポーツを気軽に楽しむことができる環境づくりを進めました。

体育協会では、スポーツ少年団の活動を含め各競技団体での練習、大会参加、指導者育成、大会の開催などニセコ町のスポーツ活動の主軸となる活動を行っています。

特に、積極的な少年団活動を支援するため、活動費に対する補助を行い、子どもたちのスポーツ活動を応援しています。

8. 健康寿命を延ばして人生を楽しみます

健康・医療

(1) 健康づくり

誰もが心身ともに健康で笑顔で暮らせるために、健康づくり対策の充実など必要な対策を講じ、高齢者が安心して暮らし、子ども達が健やかに成長できるよう健康づくり事業の向上に努めました。

① 成人の各種健康診査

30歳以上の方を対象に、内臓脂肪症候群の増加を防ぎ、生活習慣病の予防のための特定健康診査と各種がん検診を実施しました。

特定健診の受診者数は274名で受診率は29.8%となりました。引き続き受診率の向上に努めて行きます。

また、がん検診推進事業として子宮がん検診無料クーポン券、大腸がん検診無料クーポン券、乳がん検診無料クーポン券を配布し、がん検診受診率の向上に努めました。

各クーポン券利用者は子宮がん検診18.0%、大腸がん検診11.1%、乳がん検診28.7%となりました。

② 乳幼児の健康診査

乳児、1歳6か月、3歳児の成長の節目となる時期に健康診査を実施し、それぞれ対象児の81.1%、93.0%、90.9%の乳幼児が受診しました。また、就学前の相談機会となる5歳児健康診査については、92.3%の幼児が受診しました。

健診未受診や発達支援の必要な乳幼児へは、訪問支援などを行い子育て支援センターと連携して健康管理や育児支援に努めました。その他、乳児健康相談を年2回開催しています。

むし歯予防対策では歯科健診やむし歯の予防指導、フッ素塗布事業を年2回実施し、継続した健診とブラッシング指導を行いました。

また、フッ化物洗口における予防は、幼児センターにおいて年中児、年長児を対象に74人中38人が実施しました。

③ 管理栄養士の活動

令和2年度は、管理栄養士による生活習慣病予防や改善を目的とした成人向け料理教室を2回、食の安全安心教室を1回開催しました。また、食生活についての相談業務を引き続き行うほか、乳幼児を対象とした離乳食教室（育児セミナー）を3回、幼児センターでの幼児食教室（食育教室）を6回開催し、食を通しての子育て支援に取り組みました。

④ 妊婦さんの健康診査

妊婦健康診査では、すべての妊婦さんに14回の定期健康診査と、これに伴う6回の超音波検査を助成しました。妊婦1人平均10.9回の助成券利用があり、妊娠中の健康管理と、経済的負担軽減に役立てていただいています。

⑤ 不妊・不育症治療への助成

保険適応外の特定不妊治療と、不育症治療を受けている方に対して自己負担の一部を助成する制度を実施しています。

北海道の助成対象者のほか、所得要件で北海道の助成対象とならない人も対象としています。令和2年度は特定不妊治療3件の利用がありました。

⑥ 健康づくりの啓発・訪問相談事業

介護予防の視点からも働き盛り期の健康づくりは重要であり、健康運動教室は15回開催し、参加者は運動の楽しさと継続することによる効果を学びました。

4町村健康支援事業では、社会福祉協議会へ補助事業として継続実施しました。参加者の血圧や運動歩数の上昇など健康管理に関する効果が出ています。

地区巡回健康教室ではコロナ禍の影響で令和2年度は1地区、8名の参加者で開催しました。

⑦ こどもの予防接種

乳幼児期の定期予防接種では対象児の平均接種率が85.7%となっています。

19歳未満の方の季節性インフルエンザ対策では、ワクチン接種費用の一部について助成を行い、接種率は42.3%となっています。

⑧ 大人の予防接種

季節性インフルエンザ対策として、19歳～64歳の非課税世帯対象の方と65歳以上の高齢者の方を対象に、ワクチン接種費用の一部助成を行い感染症の予防に努めました。65歳以上の方の接種率は、56.8%となっています。

また、高齢者肺炎球菌ワクチンについても一部助成を行っていますが、接種率は20.0%となっています。

風しん抗体検査の検査実施率は25.0%で、このうち抗体がなかった者の割合は16.7%となっています。

⑨ 健康づくり推進活動

ニセコ町民健康づくり推進協議会及び保健委員会を設置し、健康づくりに関する状況提供を行いました。なお、例年開催している会議については新型コロナウイルス感染防止のため中止としています。

⑩ 保健・医療施設整備

町民が安心して、必要かつ質の高い医療が受けられるよう、引き続き倶知安町を中心として近隣町村とともに、救急当番病院の開設費や訪問看護ステーション運営費などを助成し、救急医療や在宅ケアの充実を図りました。

⑪ エキノコックス感染防止対策

本年度も町民有志の方々の協力をいただき、ベイト（虫下しを混ぜたキツネの餌）散布によるエキノコックス駆除事業を年7回実施しました。また、感染状況調査について、抗原陽性率（キツネのフンにエキノコックス成虫が出している排出物があるもの）は0%、虫卵陽性率（キツネのフンにエキノコックスの虫卵があるもの）は5.

6%でした。

(2) 国民健康保険事業

国民健康保険事業は、北海道が保険者となり、ニセコ町は窓口業務、保険税の賦課徴収事務、特定健診事務等の事務を行っています。

特定健診では、1日簡易ドックの受診者と合わせ274人が受診し、そのうち11人に保健指導を行っています。

ニセコ町の国保会計の状況については、令和元年度後志広域連合分賦金清算金1,115万円の収入があったことなどから、一般会計へ1,320万円の繰出しと国保基金へ1,650万円の積立てを行いました。年度末現在の基金残高は、6,292万円となっています。

国民健康保険の被保険者数、医療給付費など

区 分	実 績
被保険者数	1,454人
保険医療給付費	
給付件数	13,702件
給付金額	3億4,168万円
1人当たりの年間医療費	23万円
高額医療費	4,076万円

(3) 後期高齢者医療事業

後期高齢者医療制度は、医療機関での窓口負担を除いた医療費のうち、約5割は税金で、約4割は若い世代の方が加入する医療保険からの支援金で、約1割は高齢者の方の保険料で賄われ、国民みんなで支え合う仕組みとなっています。

この高齢者の保険料は2年ごとに保険料率を見直すことになっており、令和2年度の保険料率は、均等割50,205円、所得割10.59%となっています。

ニセコ町の後期会計の決算状況については、後期高齢者医療広域連合への負担金5,726万円、事務経費94万円、保険料の還付金26万円となり、会計の歳出額は5,846万円となりました。

(4) 医療に対する各種給付事業

ニセコ町では子育て世帯の保護者負担の軽減を図るため、こども医療給付事業の対象年齢を18歳まで（一部非該当条件有り）としています。令和2年度に支払った医療費は、955万円となりました。

また、北海道医療給付事業により実施している重度心身障がい者医療給付事業及びひとり親家庭医療給付事業は、648万円となりました。

未熟児養育医療給付事業は、平成25年度に北海道から委譲された事業で、令和2年度は36万円となりました。

(5) 新型コロナウイルスワクチン接種事業

令和2年度は、国の手引きに基づき65歳以上の対象者に係る接種券の印刷及び発送を行ったほか、既存の健康管理システムの改修などを行いました。

高齢者福祉

(1) 高齢者の福祉

平成30年度から3年間の計画となるニセコ町第7期高齢者保健福祉計画に基づき、高齢者が自立して暮らすことができる健康づくり、高齢者が安心して生活できる支援体制づくり、高齢者がいきいきと暮らせる生活環境づくりを基本目標とし、高齢者福祉を推進しました。また、本計画は令和2年度が最終年となることから、新たに令和3年度からの計画を策定しました。

具体的な取り組みでは、福祉灯油の助成、私道除雪サービス、高齢者住宅前通路除雪費扶助、綺羅乃湯入館料の助成、高齢者緊急通報装置の貸し出し、喜寿・米寿・白寿の節目に長寿祝金の支給、敬老祝い品の発送、老人クラブや高齢者事業団への運営費補助、老人福祉施設入所費扶助などを実施しました。

地域福祉の活動拠点を担う社会福祉協議会へは委託事業として、高齢者の自立した生活を支援するための除雪派遣サービスを行ったほか、配食サービスについては週2回実施し利用者の利便性を図りました。

認知症高齢者の重度化防止や家族介護の負担軽減を図るための高齢者グループホームについては、運営に必要な経費についてニセコ福祉会へ補助し、安定的な運営が行われるよう支援しました。その他、デイサービスセンター入浴装置及びハイツベットマットの更新、また、老朽化している施設設備について補助を行いました。新型コロナウイルス対策では施設内の換気設備や新型コロナウイルス検査キットの購入について支援を行っています。

(2) 介護保険事業

高齢者は、長年生活してきた地域で暮らし続けることを望んでいる方も多く、介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、介護予防事業を中心とした運動教室（貯筋教室）、高齢者向け健康教室、家族介護教室を開催しました。また、高齢者声かけ支援事業、救急医療情報キットの配布、虚弱高齢者への訪問支援事業を実施し、在宅生活の支援を充実しました。

令和2年度介護保険事業の後志広域連合負担金の合計額は、6,808万円となっています。内訳は、在宅・施設サービスなどの介護給付費の町村負担金5,005万円、介護予防事業費及び包括的支援・任意事業費399万円、介護認定審査会経費252万円、事務費等967万円、低所得者保険料軽減負担金185万円となっています。

意思能力の継続的な衰えが認められた高齢者などに、法律的な支援を行う成年後見人制度については、社会福祉協議会への委託事業として制度の普及を図りました。また、令和2年度は1名が町長申立による後見の該当となりました。

9. 顔が見える相互扶助の地域社会をつくります

高齢者福祉

(1) 国民年金に関する事務

法定受託事務により市町村が窓口となって国民年金の加入や異動届、免除申請や年金裁定請求の手続きなど適正な事務処理をするとともに、広報ニセコや移動相談会を活用した啓発や相談業務に努めています。

本町窓口で受付した手続きは、裁定請求書及び失権届書55件、関係届223件、免除申請192件となっています。

- ・国民年金1号被保険者該当年間被保険者数：732人（前年度795人）

児童福祉

(1) 幼児センター「きらっと」の運営

乳幼児期の子ども達が健やかに成長する環境をつくるため、幼稚園、保育所、子育て支援機能の一元的な運営を行い、家庭や地域と連携しながら幼児一人ひとりの健やかな心身の育成のため、保育・幼児教育の総合的な提供を行っています。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大のため4月から5月にかけて短時間型は臨時休園、長時間型は協力保育を余儀なくされましたが、衛生管理備品の整備、保育室のこまめな換気、おもちゃ等の消毒など感染対策を徹底したうえで園の運営を進め、園児の心身の健やかな発達に努めました。

特別な支援を要する幼児については、継続して保護者との連携を密にして個別の支援計画を作成し、補助教諭の適切な人員配置及び関係機関との連携を図りながらより良い特別支援の推進に努めました。合わせて、乳幼児の成長や発達の連続性を確立するため、保健師や小学校との連携も深めました。

子育て支援センター「おひさま」は、地域の子育てを支え安心してゆとりある子育てができる環境づくりの拠点として、保育室の自由開放、子育ての相談や情報提供、各種講座などを実施するとともに、一時預かり保育や休日保育事業などにより子育て中の家庭への支援を行いました。また、ゴールデンウィークと年末年始の長期休暇中には、子育て支援に取り組むNPO法人に子どもの保育事業の実施を委託し、切れ目のない保育の提供に努めました。

(2) 児童福祉・ひとり親福祉

児童福祉については、第2期子ども・子育て支援事業計画に基づき、安心して子育てできる環境づくりに努めました。

子どもの放課後の居場所づくりとして開設している「ニセコこども館」では、保育に欠ける児童に対応するため、令和2年度は小学4年生までの受け入れを行いました。

ゴールデンウィークと年末年始に働く保護者からの希望に応じて行う児童の預かり事業については、NPO法人ニセコ未来サポート隊へ委託し、実施しました。

ひとり親福祉対策では、低所得世帯への福祉灯油助成を継続して実施しました。

また、令和2年度は新型コロナウイルス感染症が流行する中で、子育て世帯を支援する取り組みとして、児童1人につき1万円を支給する臨時特別給付金を行っています。

障がい者福祉

(1) 障がい者福祉の充実

障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）並びに第3次ニセコ町障がい者計画・第5期障がい福祉計画に基づき、支援の必要な方へ必要なサービスを実施しました。また、第5期障がい福祉計画は令和2年度が最終年となることから、新たに令和3年度からの計画を策定しました。

具体的取り組みでは、障がい者自らがサービスを選択利用する訪問系支援（ホームヘルプ）、日中活動系支援（就労移行支援、就労継続支援、短期入所支援）、居住系支援（グループホーム、施設入所支援）のほか、身体障がい者（児童）補装具の給付、重度身体障がい者日常生活用具給付を行いました。

また、障がい者への福祉事業として、じん臓機能障がい者通院費、障がい者福祉施設通所費、心身障がい児の療育施設通園費に対する費用の一部助成、障がい者及び介護者に対する綺羅乃湯入館料の一部助成、重度障がい者タクシー料金扶助を行い支援体制の充実を図りました。更に、知的障がい者福祉の充実を図るため、地域活動支援センター（生活の家）に対する運営費の助成と障がい者福祉団体である身体障害者福祉協会に対して引き続き助成を行いました。

10. 災害に強く、安心して暮らせる地域をつくります

防災・防犯

(1) 交通安全運動の推進

町は、各関係機関・団体と連携を図りながら、各種交通安全対策や交通安全運動を実施しており、その運動を支える2つの団体（ニセコ町交通安全推進委員会、ニセコ町交通安全協会）の活動費に対し補助を行っています。

各団体は連携し、ニセコ町交通安全指導員協力の下、年間6期の交通安全運動や朝の街頭指導、交通危険箇所への交通安全旗及び看板設置、交通安全啓発活動等を実施しています。

本町においては、令和2年度に死亡事故などの重大交通事故は発生しておりませんが、引き続き、町民のみならず通過車両に対しても交通安全対策の積極的な推進に努めます。

(2) 街路灯の維持

町が所有している街路灯の電気料は、LED化したことにより平成27年度と比較し約30%の削減となっています。また、自治会等が管理している街路灯の電気料に対し60%以内の額を助成しています。

・街路灯の設置数 町管理：407基、自治会等管理：273基、計：680基

(3) 街路灯の整備（LED推進）

平成24年度から社会資本総合整備事業を活用して、町内の街路灯のLED化を進め、平成27年度に完了しました。令和2年度は、町所有街路灯2基の改良工事（ナトリウム灯からLED灯へ）のほか、2基の移設工事（福井・西富地区）を実施しております。

(4) しりべし弁護士相談センターの運営

法律相談は管内各町村が負担し、岩内町で地域の法律相談窓口の確保を図っています。

平成25年10月より札幌弁護士会地域司法対策員会主催による無料法律相談会がニセコ町民センターを会場に毎月第1、第3火曜日の2回（後志地域9町村）で開催されています。

また、令和2年度は机上にアクリル板を設置したほか、緊急事態宣言中は対面での相談から電話相談に変更するなど、新型コロナウイルス感染予防の対策を取りながらの実施となりました。

(5) 原子力防災への取り組み

① 北海道原子力防災訓練の実施

北海道並びに本町を含む後志管内13町村が実施主体となり、平成24年度から引き続き9回目の北海道原子力防災訓練を実施し、10月31日（土）に意思決定訓練及び実動訓練を実施しました。

本町では、災害対策本部等設置運営訓練、緊急事態応急対策等拠点施設(OFC)運

営訓練、緊急時通信連絡訓練、緊急時環境放射線モニタリング訓練、住民等避難訓練、広報訓練、原子力災害医療活動訓練、防災教育など、多数の方が参加しました。今後も町民参加の実践的な訓練となるよう内容の工夫に努めます。

② 泊原子力発電所の安全対策の確認

原子力環境センターが実施する四半期ごとの立入調査に防災担当職員を同行させ、泊発電所の放射性廃棄物の放出保管状況の確認や安全確認に関する情報収集などを行いました。

(6) 防災力の強化と防災資機材の充実

防災対策の担当として、役場総務課に防災専門官、防災係1人を配置し、庁内職員の連携のもと、自然災害対策並びに原子力防災対策に備えました。

平成22年度から防災資機材の整備充実を進めていますが、令和2年度は、原子力防災対策費補助金を活用して、備蓄食料品・飲料水、圧縮毛布、可搬型発電機を購入しました。

このほか、原子力防災訓練、防災ラジオ起動訓練等災害発生時に的確に対応するための取り組みを行いました。

空間放射線量の測定及び公表については、北海道が設置する環境放射線モニタリング機器で測定を行い、その結果を広報「ニセコ」で行いました。

(7) 消防力の強化

羊蹄山ろく消防組合では、消防体制の充実を図り地域のみなさんが安心して生活ができるよう計画的な機器の更新や職員研修を行い、消防力強化に取り組んでいます。

ニセコ支署では、救急自動車の更新を行いました。また、婦人消防クラブ、少年消防クラブの育成に努め、町全体の消防力、救急への対応力の向上を図っています。

(8) 消費者保護の取り組み

平成22年からニセコ町、京極町、喜茂別町、留寿都村、真狩村、蘭越町、黒松内町の7町村の共同運営により、消費者からの相談を公正な立場で対応する「ようてい地域消費生活相談窓口」の設置並びに専門相談員を配置し、商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問合せなどの業務を行っております。ニセコ町役場内に窓口や相談ダイヤルを設け、専門の相談員により相談やあっせんなどの業務を行い、昨年度は66件の相談を受けており、今では地域にとってなくてはならない大切な窓口の一つとなっています。

(9) 防災拠点としての役場新庁舎

役場新庁舎は、町民が気軽に訪れる施設であると同時に災害時に町民を守る防災拠点として、災害時にも対応できる重要な施設であります。新庁舎建設では、基本設計・実施設計・建設工事と4年の歳月をかけて令和3年5月6日に開庁しました。

1 1. 住民みんながまちづくりを考え、活動します

住民自治

(1) ニセコ町総合計画とニセコ町自治創生総合戦略の推進

第5次総合計画(平成24年度から12年間)では、令和2年度から令和5年度までの最後の4年間についての見直し作業を終えました。ニセコ町が進むべき道筋をビジョンとしてまちづくりの方向性を示し、町民目線から見た計画推進を行っています。

地域経済を豊かにし資金や人材を呼び込むための地域経済戦略である自治創生総合戦略では、令和2年3月に「第2期ニセコ町自治創生総合戦略」を策定し、切れ目なく自治創生に向けた取り組みを進めています。

(2) ニセコ町まちづくり基本条例の運用について

ニセコ町まちづくり基本条例(以下「条例」という。)は、条例が現在の住民自治に相応しいものであり続けるために、4年に1度見直し作業を行っています。前回は平成29年度及び平成30年度の2年間で見直し作業を終えました。なお、この作業による条例改正はなかったものの、条例の運用について、各種課題の指摘がありました。

ニセコ町は、小規模自治体でありながら、社会増を背景に人口規模を概ね維持しておりますが、一方で住民ニーズは多様化しており、住民自治を形成するうえで、まちづくり基本条例はますますその重要性を増しています。

(3) SDGsの取り組み(株式会社ニセコまちの設立)

SDGsとは、「持続可能な開発目標」として、2015年9月の国連サミットで150を超える加盟国首脳に参加のもと、全会一致採択された『持続可能な開発のための2030アジェンダ』(行動計画)にて記載された、2016年から2030年までの国際目標です。

ニセコ町は、平成30年6月に国から「SDGsモデル都市」の選定を受け、同年8月に「SDGs未来都市計画」を策定しました。住宅不足や働き手不足の解消、エネルギーの有効活用などを目指して、「NISEKO生活モデル地区構築事業(SDGsモデル事業)」に取り組んでいます。この事業は市街地近郊でエネルギー、景観、自治活動などに配慮した街区整備を行うもので、令和2年7月、地域事業者、クラブヴォーバン、ニセコ町が出資し、この事業の主体となる地域まちづくり会社「株式会社ニセコまち」を設立しました。新会社は、ニセコ町が世界に誇る持続可能なまちとして、価値を高めていくため、「モデル街区構築事業」と「地域エネルギー事業」を進めていきます。

(4) 情報公開、個人情報保護

情報公開条例及び個人情報保護条例に基づき、町民のみなさんの知る権利を保障するとともに、個人情報適切に保護されように必要な対策を進めています。また、町が行う情報公開に対する不服申立てが生じた際に、適切に対応できるよう情報公開審査会や個人情報の取扱いに対する諮問等を行う個人情報保護審査会を設置し、町の情報の公平公

正に運用を行っています。

なお、情報公開及び個人情報の運用状況は、6月に開催したニセコ町議会定例会に報告するとともに、広報「ニセコ」7月号に掲載しています。

(5) 広報広聴活動

町の広報広聴活動は、ニセコ町まちづくり基本条例に規定する情報共有や住民参加の機会を確保する大切な活動として工夫、改善しながら取り組みを進めています。

① 広報紙、予算説明書

広報ニセコ、予算説明書「もっと知りたいことしの仕事」は、町民のみなさんからの意見を伺い内容の工夫を行いながら、町の説明責任を果たし情報共有を進めるために継続発行しています。

② 町公式ウェブサイト（インターネット）の状況

システムの老朽化等により、平成30年3月27日より、新たなウェブサイトを公開しています。

区分	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
ページビュー数	806,083	968,427	933,251	1,066,577
セッション数	599,096	727,209	401,489	478,090
平均セッション時間	1分24秒	1分9秒	1分37秒	1分30秒

③ まちづくり町民講座等

町の主要課題を自由に話し合う場として、令和2年度のまちづくり町民講座は8回開催しました。エネルギーの選択と経済、地域資源としての森林価値、株式会社ニセコまち始動、ニセコ高等学校の振興などをテーマに開催し、260人が参加しました。

まちづくり懇談会については、コロナ禍のため中止しましたが、こんにちは町長室・おぼんです町長室は開催しています。

④ 各種団体等視察の受け入れ

自治体間の視察は、優れた取り組みを学びあい、その取り組みを今後の仕事に取り入れる好機となっており、行政特有の取り組みです。

令和2年度は、NISEKO 生活・モデル地区構築事業や景観づくりに関する視察等について、札幌学院大学や自治体など12団体76人（前年度460人）の視察を受け入れています。

⑤ 開町120年記念映像の作成

映像制作会社に委託して、令和3年11月に予定している開町120周年記念式典で上映する、現在のまちの様子やまちの貴重な古い映像・写真などを織り交ぜたふるさと映像を制作しています。併せて、海外からの観光客や視察など対外向けのPR映像として、まちの紹介・映像コンテンツの制作を進めています。

(6) まちづくり活動

① まちづくり委員会

まちづくりの様々な議論の場として、ニセコ町まちづくり委員会を設置しています。

また、子どもたちがまちづくりに参加する場として、「小・中学生のまちづくり委員会」を設置し、教育委員会が取り組む「子ども議会」とともに、子どもの社会参画を育む場として継続した取り組みを進めています。

令和2年度は、開基120年を迎えることから町の歴史や新幹線工事の現場視察を行うなど、子ども委員会を4回開催しています。

② ふるさとづくり寄付

ニセコ町ふるさと寄付条例は、まちづくり基本条例（第14条及び第50条）で規定する町内外の人々との連携による多様なまちづくりへの参加を実践するとともに、寄付金を財源として寄付者の社会的投資を具体化することにより、他都市に住む人の第二のふるさとづくりを目的として平成16年9月17日に制定しました。

寄付者とのつながりを持つため、シンクタンクである一般社団法人構想日本が提唱するふるさと住民票の取り組みとして、ふるさと住民カード「愛称：ニセコアンカード」の発行を開始し、対象者にニセコ町の情報発信などを行っています。

また、令和2年度から企業版ふるさと納税を新たにスタートし、多様な参加・パートナーシップによる個性あふれるふるさとづくりを進めています。

【令和2年度：寄付額】

個人：19,454,200円／452件（前年度23,188,000円／251件）

企業：500,000円／1件（鉄道遺産の保存・展示に活用）

【ふるさと住民票発行者数】

令和2年度末：92人（前年度末61人）

(7) 住民主体による花や木の植栽活動

令和2年度は、NPO法人ニセコまちづくりフォーラムが中心となり地域住民により実施する中心市街地（綺羅街道）への花の植栽事業、中央地区連合町内会が主催した「ハロウィンカボチャによる中央地区周遊地活性化事業」、福井地区親交会の活動に要する備品整備に対しコミュニティ助成事業として補助を行いました。

(8) 国際交流事業

日本語能力の高い海外青年を受け入れ、国際交流・多文化共生・観光振興等に従事していただき、国際交流のイベントの企画・運営・各母国語での通訳・SNSでの多言語発信など、町民の国際交流相互理解及び国際化を推進しています。

令和2年度は、中国、アメリカ、ドイツ、マレーシアから計5人の交流員の受け入れを行い、これまでに16人の国際交流員を任用してきました。

コロナ禍のため対面でのイベント等が開催できずにいますが、オンラインを活用し、多文化の紹介などを行っています。

(9) 移住・定住対策

移住定住相談体制の充実に向け、令和元年度より委託事業として、中央倉庫に移住定住相談窓口を設置しています。オンライン相談対応やオンライン移住相談会への出展など、コロナ禍での対応も柔軟に取り組んできました。

(10) 地域おこし協力隊・集落支援員事業

地域おこし協力隊は平成23年度から導入し、令和2年度は、過去最大数の任用で、継続13人、新規10人の計23人となりました。また、新規募集についても、新たに「お試し協力隊」事業を行うなど事業拡大に努めてきました。3年間の任期を終えた卒業隊員の4人全員が、新規就農や個人事業主としてニセコ町に定住しています。

集落支援員は平成22年度から導入し、令和2年度は7人がさまざまなまちづくり活動やまちづくりを通じた点検活動により、集落の実情や課題を把握し、集落の維持活性化に必要となる対策を行っています。

(11) コミュニティ運動の推進

自治会活動とコミュニティの活性化を推進するため、地域自治振興交付金制度により支援しました。

地域自治振興交付金の交付状況：56自治会、2,777,600円

(12) コミュニティ施設の維持管理

ニセコ町民センターの管理運営については、ニセコ町商工会に委託しており、令和2年度は、2,175件、21,762名の方が利用されました。

新型コロナウイルス感染症の影響で前年度より大幅に減少となりましたが、利用対象者の設定（ニセコ町民のみ利用可能など）を行うなど、感染症対策に努めました。

西富地区町民センターは、周辺地域のみなさんが主に利用しており、使用時の玄関開錠や施錠・点検等一部業務を、地域の方に委託しています。なお、令和元年度に新しい西富地区町民センターが完成し、令和2年度の駐車場など外構工事の実施によって、西富地区町民センターの一連の整備が完了いたしました。

また、地域の集落再編により設置された各コミュニティセンターの維持管理については、指定管理者制度を適用し各地域自治会が行い、火災保険料や駐車場の除雪など費用の一部は町が負担しています。

今後も、各自治会と連携し施設の適正な管理に努めます。

- ・対象施設：ニセコ町民センター、西富地区町民センター、近藤・元町・里見・ニセコの地域コミュニティセンター、福井地区コミュニティセンター、曾我活性化センター

(13) 戸籍、住民記録に関する事務

本町の年間の異動は、自然増減（出生・死亡）が23人の減少、社会増減（転入・転出等）では105人減少し、令和2年度末では前年度比128人減の4,900人となりました。

1世帯当たりの人数は1.95人で前年度からほぼ横ばいとなっています。

外国人については、ニセコエリアを拠点に観光産業への従事者や様々な活動を展開する方の居住により平成18年度以降急激に人口が増加し令和2年1月末には660人の住民登録がありましたが、新型コロナウイルスの影響から令和3年1月末は319人と減少に転じています。

・ニセコ町の人口動態

年度	区分	男	女	計	世帯数
令和2年 年度末	日本人	2,262人	2,346人	4,608人	2,329世帯
	外国人	172人	120人	292人	189世帯
	計	2,434人	2,466人	4,900人	2,518世帯
令和元年 年度末	日本人	2,313人	2,354人	4,667人	2,347世帯
	外国人	243人	118人	361人	257世帯
	計	2,556人	2,472人	5,028人	2,604世帯

(14) 住民基本台帳ネットワークシステム事務

個人番号カード（マイナンバーカード）の作成及び発行は住民基本台帳カードと同様に「地方自治情報センター」から引き継がれた「地方公共団体情報システム機構（通称J-LIS）」に業務委託をしています。

個人番号の管理については番号制度関連法に基づき住民基本台帳コードの管理よりも更なる個人情報を徹底し厳格な運用に努めています。

・個人番号カード（マイナンバーカード）の交付状況（累計）	（前年度）
令和3年3月末申請枚数	1,632枚（716枚）
地方公共団体情報システム機構からの受領枚数	1,325枚（603枚）
令和3年3月末交付枚数	1,213枚（551枚）

行財政

(1) 議会の活動

令和2年中の議会の開催は、定例会4回、臨時会7回となりました。条例の制定や改正、予算審議、陳情書や意見書等の審議を行ったほか、予算及び決算について集中的に審議するそれぞれの特別委員会を設置し審議を行ないました。

令和2年度は、新型コロナウイルス特別対策事業に要する経費の予算審議が多いのが特徴的でした。

総務常任委員会及び産業建設常任委員会は、それぞれ所管する事務について調査を行う「所管事務調査」を実施しています。議会が議決した本年度の予算がどのように執行されているのか、当面する行政課題は何かなど、担当課から説明を受け、出席した職員

と意見交換をしつつ、改善点の申し入れを行っています。

また、行政側の政策課題や提出された議案の理解を深めるために議員協議会を開催しています。

特に令和2年は新型コロナウイルス感染症対策への対策を検討、協議する場を何度も開催したほか、新過疎法の制定に向けた「過疎対策による支援の継続を求める意見書」を衆・参両院の議長、内閣総理大臣他関係大臣に送付したのに加え、11月には法案の内容検討を行っている国会議員等に直接ニセコ町の現状を訴えるため3回に渡って上京し要望書を提出しました。

また、新庁舎建設を機に始めた、外部の有識者を招いての町財政の勉強会を継続して実施しました。

例年実施している「議会報告・町民との意見交換会」ですが、新型コロナウイルス感染予防の観点から開催を見送りました。

今後も住民の視点に立った立場で、課題解決に取り組んでいきます。

(2) 議会だよりの発行

令和2年度も定例会の内容を中心に年4回の「議会だより」を発行しました。議会だよりにカラーページを加え、掲載内容の見直しも行いながら町民のみなさんに読みやすい議会だよりを作成していきます。

(3) 監査委員の活動

毎月の出納検査のほか、8月の決算監査、2月には定例監査を行いました。

(4) 税金の課税や納税に関する事務経費

令和2年度分の町税収納率は、国民健康保険税を除く町税合計で現年分が95.42%、滞納繰越分は50.81%となりました。前年度比では、現年分が4.28ポイントの減、滞納繰越分が10.68ポイントの増となっています。収納率の増減は、現年分は新型コロナウイルス感染症対策の一つである固定資産税の納期限延長特例が大きな要因です。この特例は、コロナ感染症により事業に深刻な影響を受けた事業者が、令和2年度分の固定資産税の納期を1年間延長できる制度で、本町でも98事業者がこの特例を活用し、令和2年度分の固定資産税の納付を翌年度に繰り越したことで収納率が減少しています。一方、滞納繰越分は町民税の大型滞納案件を完納に導いたことから収納率の大幅増となっています。

なお、収入額は現年分で8億6,261万円、滞納繰越分で349万円、合計で8億6,610万円となり、前年度比で9,775万円の大幅な減収となりました。減収の要因は前述の固定資産税の納期限延長に加え、新型コロナウイルス感染症の影響で観光客が大幅に減少したことにより、入湯税や法人税が大幅に減収したことが挙げられます。

一方、国民健康保険税では、収納率は現年課税分が98.79%、滞納繰越分が46.92%、全体では97.03%となり、全体の収納率は10年連続で前年度を上回ることができました。収入額も総額で1億6,180万円となり、前年度比666万円の増収となりました。

近年、本町では町税収入と収納率がいずれも増加傾向で、長年にわたり0.25前後だった財政力指数も平成30年度から0.3を超える状況となり、自主財源の確保が順調に進んでいました。しかし、今般のコロナ感染症の影響により本町の景況感是不透明な状況であり、今後も堅調な税収の伸びを期待することは難しくなってきました。

町では、先行きが不透明な中でも自主財源を確保するため、これまでも進めてきた課税対象を漏れなく把握した確実な課税と高い収納率の維持を進めています。特に収納対策では、近年は後志広域連合だけでなく、本町独自でも差押や搜索、公売などの滞納処分の執行を増やしており、滞納案件の早期解消に努めています。また一方で、昨今は失業などにより生活状況が厳しく、納税が困難な方も増えています。そこで町では、滞納処分だけでなく税の減免や納付の猶予なども積極的に働きかけ、納税者の生活再建も含めた収納対策を心がけています。

このほか、近年加速傾向にある税の電子化への対応も順次進めています。税の電子化は、収納分野ではコンビニやスマホアプリを使った納付、ネット系銀行との提携など、多様な納付方法を提供することで納税者の利便性向上を図っています。課税分野でも電子申告への対応や国税庁など他機関とのデータ連携度合いを高めるなど、課税の効率化、迅速化、正確性の向上に向けた取り組みを進めています。

(5) 役場職員の研修、人材の活用、目標管理

多様化する住民ニーズに対応し、住民の視点に立った住民主体のまちづくりを進めるため、職員の資質の向上や意識改革が重要であると考えています。

職員にはまちづくりの専門的知識の習得とともに、豊かな発想力と情報収集能力を持ち柔軟な対応力が求められます。そのため、初任職員の基礎研修をはじめ、採用年数に応じた研修に参加させるとともに、専門の研修機関での実務研修や自主企画による提案型研修を実施しています。その他、引き続き内閣官房地域活性化事務局へ職員を派遣し、将来のニセコ町を担う人材育成に努めています。

令和2年度の職員採用では、職員の年齢などのバランスを考慮しつつ、社会人経験者も採用し、持続可能なまちづくりに活かせるような人材の確保を行っています。

(6) 町有財産の管理・運用

町が所有している施設や土地について、適切な管理運営を図っています。施設の有効活用を図るため、必要な改修や整備を行い、土地についても適切に維持管理を行っています。また、貸出している町有財産については借り手側と協議しながら、適切な維持管理を行います。

① 職員住宅の維持管理

現在、12棟の職員住宅を保有しています。これらの住宅は、建築から30年以上経過しているものが多く、老朽化が進んでいる状況ですが、補修を行うなど良好な維持管理に努めています。また、職員住宅が不足している分については、民間住宅を利用しつつ、住宅不足の解消を図っています。

② 町有財産の売却及び取得（土地）

令和2年度は道路用地等として、2,324㎡を購入しました。また、愛知県在住の人などから、9筆土地40,894㎡の寄付をいただきました。

(7) 行政情報システム、情報ネットワークの運用

行政事務を処理するコンピュータシステムを安定的に運用するために、システムの開発や運用を共同で行う北海道自治体情報システム協議会（北海道町村会情報センター）に加盟し、システムの共同調達や開発、運用を効率的に進めています。また、災害発生時の危機的状況のときにもシステムの安定運用を図るため、主なデータはデータセンターにおいて保存し、運用を行っています。

今後の課題としては、政府が進めているデジタル社会の実現に対応するため、自治体DX推進計画への対応、自治体の情報システムの標準化・共通化への対応やセキュリティ対策の強化など、町としてもデジタル社会に向けたさらなる取り組みの強化を進める必要があります。

(8) 選挙事務

令和2年度は大きな選挙はなく、提示登録時に適切に選挙人名簿の調製などを実施しています。令和3年度は、町長や衆議院議員の任期満了に伴う選挙の実施が予定されていますが、選挙日程を確立しつつ、間違いのない選挙の実施に向けて取り組みを進めます。特に衆議院議員選挙は、いつ解散されるかが不明なため、いつでも選挙が実施できるよう、常に万全の体制を整えておくようにしています。

(9) 計画的な行財政運営

町の行財政運営の健全性を維持するため、国の補助金など、さまざまな財源を確保するとともに、過疎債や辺地債などの有利な借入れを計画的に活用します。

令和2年度決算に基づく健全化判断比率は、実質公債費比率10.0%（令和元年度10.9%）となり、前年度より改善が図られました。今後、特別会計を含めた公債費については横ばい傾向が続いた後に、役場新庁舎の元金償還が始まる令和7年度頃から増加に転じる見込みです。

一方、将来負担比率は62.5%（令和元年度33.3%）となりました。これは、役場新庁舎の建設に伴い、地方債残高の増により、比率が上昇したものです。令和2年度は町債残高が一時的に増加しましたが、国営農地再編整備事業による借入れが行われるまでは、減少が続くものと予想されます。基金については庁舎建設基金を取崩したことから、残高が減少しました。

今後も歳入を最大限確保するとともに、各種基金の積立てまたは取崩しを最大限圧縮するなど継続的に比率の改善に努めていきます。

(10) 地籍成果の管理・運営事務経費

平成22年度から地籍デジタルデータの更新作業を行い、地籍調査成果管理システムの運用を行っています。データ化することで地図の交付が迅速化することに加え、道路や農地管理など、地図を使った他業務への活用が行われています。

(11) 定額給付金事業

新型コロナウイルス感染症対策緊急経済対策として、住民の生活支援と地域の経済対策に資することを目的に生活支援臨時給付金事業を実施しました。

対象世帯数 2,589 世帯 (5,010 人)

給付世帯数 2,536 世帯 (4,956 人) 給付率 98.9%